

答 申 第 5 号  
平成 28 年 1 月 13 日

松阪市長 竹上 真人 様

松阪市情報公開審査会  
会長 森 下 英 俊

情報公開審査諮問書に基づく審査結果について（答申）

平成 27 年 10 月 21 日付け 15 松介第 001526 号 001 で諮問のありました下記の  
事案について本書のとおり答申いたします。

記

「〇〇法人〇〇〇〇（〇〇〇〇等）不正事実報告」についての公文書不存在決定処分  
に対する異議申立てに関する事案

事務担当：松阪市情報公開審査会事務局 (総務課 文書・情報公開係) TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522
--

## 答 申

### 1 審査会の結論

松阪市長（以下「実施機関」という。）が「〇〇法人〇〇〇〇（〇〇〇〇等）不正事実報告」の公文書公開請求に対し、公文書不存在とした決定は妥当である。

### 2 異議申立ての経緯

異議申立人が平成 27 年 10 月 9 日付けで松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき行った「〇〇法人〇〇〇〇（〇〇〇〇等）不正事実報告」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、実施機関は、対象とする公文書（以下「本件公文書」という。）が存在しないことから、同年 10 月 13 日付け 15 松介第 001462 号 001 で公文書不存在の決定を行った。

異議申立人は、この決定を不服とし、実施機関に対し、同年 10 月 20 日付けで当該決定の取消しを求め、異議申立書を提出した。

### 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、不存在理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 「〇〇法人〇〇〇〇（〇〇〇〇等）において、介護業務による伝染性疾病、人の生命に関する事故の遭遇があったので、それらに関する報告が存在するのではないか。
- (2) 〇〇法人〇〇〇〇（〇〇〇〇等）から不正事実報告がなかったことの意味するところが必ずしも明らかではないが、介護福祉士となるべき者の教育訓練を司る〇〇〇〇において不法又は不当に精神的又は肉体的な苦痛を与える行為が行われることがあってはならないと考えている。
- (3) 介護業務による伝染性疾患インフルエンザにより企業実習は行われなかったことの意味するところが必ずしも明らかではないが、〇〇〇〇から不法又は不当に精神的又は肉体的な苦痛を与える行為が行われたことが確認されたとの報告は受けていない。
- (4) 〇〇法人〇〇〇〇（〇〇〇〇等）不正事実報告の意味するところが必ずしも明らかではないが、指定基準に違反したとき、市役所に相談、実施することとされた日程調整を積極的に推進していくことが重要であると考えている。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が本件請求に対し公文書不存在として決定した理由は、不存在決定理由書及び口頭意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件公文書について

本件公文書公開請求書に記載のある「〇〇法人〇〇〇〇（〇〇〇〇等）不正事実報告」とは、松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成 25 年松阪市条例第 1 号。以下「基準条例」という。）第 40 条（第 128 条におい

て準用)に規定する、事故発生時の松阪市への連絡に関する文書のことでありと解した。

(2) 本件公文書の存否について

本件請求に係る連絡又は報告は、〇〇法人〇〇〇〇の外、〇〇〇〇又は〇〇〇〇(以下「当該法人又は施設」という。)から受けていない。よって、本件公文書は作成又は取得しておらず、存在しないことから、公文書不存在の決定を行ったものである。

なお、当該法人又は施設のうち、松阪市が指導・監督する権限が及ぶのは、〇〇〇〇のみであり、この外については、指導・監督する権限はない。

また、異議申立人が異議申立ての理由において、「介護業務による伝染性疾病、人の生命に関する事故の遭遇があったので、それらに関する報告が存在するのではないか」と述べられていることについて、念のため、〇〇〇〇へ事実確認を行った結果、3人程度の職員が同時期にインフルエンザにかかっていたという事実が確認されたが、これは基準条例第40条(第128条において準用)に規定する事故に該当せず、松阪市に連絡又は報告を要する事象ではないと判断した。

## 5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利の保障と市政の諸活動を市民に説明する責務を明らかにするとともに、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を実現するというものである。

また、実施機関に対しては、公文書を原則公開とし、条例の目的が十分に達成されるよう条例を解釈・運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を求めているが、公文書公開請求が認められるためには、実施機関が公文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

本審査会は、こうした情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈し、以下のように判断する。

(2) 本件公文書の存否について

本件公文書は、4の(1)のとおり、基準条例第40条(第128条において準用)に規定する、事故発生時の松阪市への連絡に関する文書のことでありと解される。

基準条例第40条(第128条において準用)において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと規定されており、事業者が報告をしなければならない事故は、その運用において、原因が自己(自傷行為等)又は他者(職員の処遇上の過失や他の入所者の暴力等)によるもの若しくはその原因が不明であるもので、事業所(施設)の内外で発生した骨折、創傷等のサービス利用者の負傷(医療機関で受診し治療を受けたもの)又は死亡事故(老衰による死亡、病気による死亡等明らかに事故死とは認められないものを除く。)及び自然災害(風水害、地震等)、火災、交通事故等により、サービス利用者の生命に重大な状況が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、職員の不祥事が発生した場合等と定めている。

このことからすると、実施機関が〇〇〇〇への聴き取りにおいて確認した事象は、基準条例第 40 条（第 128 条において準用）に規定する事故の発生には該当しないものであり、基準条例に基づき、〇〇〇〇が松阪市に対して連絡又は報告する義務は存在しないと判断される。

以上のことから、異議申立人が求めている本件公文書は、実施機関において作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、本件公文書が存在しない以上、実施機関が不存在を理由として行った本件公文書の不存在決定は妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他当該法人又は施設に対する意見を種々主張しているが、本審査会において審査する事項ではなく、本件公文書が不存在であることについては、5の(2)で述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、本答申の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 6 審査会の処理経過

本審査会の処理経過は、次のとおりである。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 10 月 20 日	異議申立書提出
平成 27 年 10 月 21 日	諮問書提出
平成 27 年 10 月 21 日	不存在決定理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認
平成 27 年 10 月 26 日	異議申立人に対し、不存在決定理由説明書(写し)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認
平成 27 年 10 月 30 日	事前書面審査
平成 27 年 12 月 9 日	審議(第 5 回審査会)
平成 28 年 1 月 13 日	答申